

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所					項目名	質問	回答
		頁	条	項	号				
1	履行保証保険の加入方法と保険証券の提出方法について	13	7	2		契約保証金等	「なお、維持管理・運営期間中の履行保証保険については、1年以上の保険期間を設定することを前提に、維持管理・運営期間中において更新ができるものとする。」とあります。 当該年度における履行保証保険に加入し毎年保証証券を提出することが可能という理解でよろしいでしょうか。 (例：令和10年度と令和11年度のサービス対価Cが1億円/年であった場合、令和10年度は「保証額：1,000万以上 保険期間：令和10年4月1日～令和11年3月31日」の履行保証保険に令和9年度末までに加入し、その保証証券を貴市へ提出する。そして令和11年度も「保証額：1,000万以上 保険期間：令和11年4月1日～令和12年3月31日」の履行保証保険に令和10年度末までに加入し、その保証証券を貴市へ提出する。)	ご理解のとおりです。	
2	事業契約書(案)	14	8	2		維持管理企業	本公告資料で定義されているのは“維持管理・運営企業”かと存じますので修正をお願いします。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)(修正版)をご確認ください。	
3	統括管理責任者	14	9	3		統括管理責任者	「統括管理責任者は個別業務の責任者と兼務することができない。」とあります。個別業務の定義をご教示いただけますでしょうか。	統括管理責任者の業務は、要求水準書2-4-10 総括管理業務(1)総括管理責任者の配置 力(P26)に示すとおりとし、これに記載のない業務が個別業務となります。	
4	貸与品等	15	12	1		貸与品等	「乙は、甲が乙に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等の引渡しを受けたときは、～甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。」とあります。 貴市より貸与頂ける物品・機器などがありましたらリストをご教示ください。	現時点で具体的な予定はありません。事業開始後に貸与品が発生した場合を想定しております。	
5	第三者に及ぼした損害等	16	14	2		第三者に及ぼした損害等	「本事業を実施するに伴い通常避けることができない生活環境影響により生じたもの」とあります。 具体的な事例等をご教示いただけますでしょうか。	建設工事を施工するにあたり、通常発生する騒音や振動等がこれに該当します。	
6	第三者に及ぼした損害等	16	14	3		第三者に及ぼした損害等	「本事業を実施するに伴い通常避けることができない生活環境影響により生じたものでなく」とあります。 「本事業を実施するに伴い通常避けることができない生活環境影響により生じたもの」は事業者(乙)が負担すべきものから除外すべきと考えます。 「公共工事標準請負契約約款」第29条第2項においても当該損害は発注者が負担するとしております。当該損害と甲の責めに帰すべき損害は並列的に事業者が負担すべき損害から除外していただきたく存じます。 当該損害の除外いただけない場合、なぜ「公共工事標準請負契約約款」と異なることになるのか理由をご教授願います。	本事業を実施するにあたり、通常避けることができない生活環境影響に必要な対策に要する費用は見込んだ上で入札に応じただくこととなります。また、公共工事標準請負契約約款第29条第2項は、不可抗力による損害となります。	
7	損害等の算出方法	17	15	1	(1)	業務の出来形部分に関する損害等	「損害等を受けた出来形部分に相応するサービス対価の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。」とあります。 残存価値の評価を実施する際の評価基準ならびに対象機関をご教示ください。	残存価値については甲において「下水道施設機械・電気設備請負工事 出来高査定運用基準」及び「下水道施設建築機械・建築電気設備 請負工事 出来高査定運用基準」に準じて評価します。	
8	事前調査	18	18	1		事前調査	事業契約書(案)には、「甲は乙に提供した調査資料に不備や誤りがあったとしても一切責任を負わない。」との記載がある一方、要求水準書(案)に対する質問(第1回)回答には、「事業者による測量調査の結果が公募条件と異なり費用が増大した場合は、貴市の負担になる」との記載あります。 貴市から提供された調査資料に不備や誤りがあり、費用が増大した場合には、貴市の負担になるとの理解でよろしいでしょうか。	乙において事前に測量調査を実施し、その結果が公募条件と異なり費用が増大する場合は、ご理解のとおりです。ただし、乙において測量調査を実施せず、甲の提供資料を前提に設計ないしは工事を進められた結果、発生した費用ないし損害については、原則、乙の負担としますが、事前調査を実施したにも関わらず、費用が増大した場合は、協議とします。	
9	事業契約書(案)	18	18	1		事前調査	事業費(調査費用等)の低減を図るべく、甲より提供いただいた調査資料を利用することが想定されます。 調査資料に不備・誤りがあった場合の責任を乙が負う場合、過剰な調査費用を計上することになるため、調査資料の不備・誤りに関する責任は甲に負担いただきたく、条文を修正いただけないでしょうか。	甲が提供する資料はあくまでも参考として提供するもので、調査の必要性等については乙に判断していただく前提です。乙による事前調査の結果、公募条件と異なり費用が増大する場合は、甲の負担とします。	
10	甲の請求による設計の変更	20	22	3		甲の請求による設計の変更	「当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、乙は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求し、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担」とありますが、当該追加費用には将来の維持管理運営費用も含まれると理解でよろしいでしょうか。またその場合はサービス対価Aだけでなく、サービス対価B又はCも増減すると理解でよろしいでしょうか。	甲の責めに帰すべき事由に基づく変更により将来の維持管理運営費用が増加する場合には、合理的な範囲内の当該追加費用は甲において負担するものとし、その負担方法については協議とします。	
11	本件工事に伴う近隣対策	22	25	5		本件工事に伴う近隣対策	「乙は、近隣対策の不調を理由として本事業の内容及び事業スケジュールを変更することはできない。ただし、甲の事前の承諾がある場合はこの限りでない。」とあります。 甲は、不合理に承諾しないということは無いの理解でよろしいでしょうか。また、近隣対策の不調が入札説明書等において、甲が設定した条件又は甲が実施した近隣説明に直接起因する場合には、本事業の内容及びスケジュールを変更することができるの理解でよろしいでしょうか。	甲が必要と認める場合は、ご理解のとおりです。	

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所				項目名	質問	回答
		頁	条	項	号			
12	本件工事に伴う近隣対策	22	25	7		本件工事に伴う近隣対策	「本事業用地の土壤汚染」があった場合、本事業の実施に起因していなければ、貴市にて対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。 また、土壤汚染の影響により事業期間(事業費)に影響が出る場合は、貴市にて費用を負担いただき、設計変更等の対応をとっていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりとし、要求水準書3-2-6 土木施設に関する要求水準 § 2平野下水処理場(3)掘削・土留に記載のとおり再調査の結果より汚泥状況の著しい変化が確認された場合は別途協議とします。
13	本件工事の施工	22	26	3		本件工事の施工	仮設事務所及びヤード等の用地は、事業者が無償で使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書2-2 立地条件 図2-2、図2-3、図2-4に示す範囲は、無償で使用可とします。なお、平野下水処理場、此花下水処理場において、要求水準に示す以外に仮設事務所などの設置については、契約後の協議とします。
14	事業契約書(案)	25	31	5		条件変更等	本項の規定により、工期若しくはサービス対価を変更した場合、又は乙に損害を及ぼしたときは、甲は乙に対して必要な費用を負担して頂けるとのご理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	工事監理者の設置	25	33	1		工事監理者の設置	「工事監理者を設置する」とされています。 要求水準書には工事監理業務が含まれておらず、不整合となっています。 工事監理者の設置について、どのような実施体制で配置する必要があるのかご教示下さい。	要求水準書3-1-5 建設に関する一般事項 (4)工事監理(P33)に示すとおりです。また、工事監理者は、3-1-5建設に関する一般事項(3)建設業務体制のとおりです。
16	取合等に関する条件	26	35	1		取合等に関する条件	甲が発注する事業との調整によって乙に追加的な負担が生じる場合は、甲又は甲が指定する第三者がその費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	試運転及び性能試験	27	37	1		試運転及び性能試験	試運転および性能試験に関して、事業契約書に示されている以外の事項は、事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	事業契約書(案)	27	37	2	4	試運転及び性能試験	汚泥性状の範囲逸脱等、市の帰責事由により基準未達となる場合については、事業者負担での追加工事の対象外となるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	事業契約書(案)	27	37	3	3	試運転及び性能試験	汚泥性状の範囲逸脱等、市の帰責事由により基準未達となる場合については、事業者負担での追加工事の対象外となるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	本施設の引渡し	33	46	1		本施設の引渡し	本条項や第48条からは別紙2に各施設の引渡日が規定されていると読めます。 しかしながら、別紙2においては「全施設引渡日」しか記載されないようになっています。 この点、別紙2が変更されますでしょうか。	ご理解のとおりです。提案内容に応じて追記します。
21	本施設の引渡し	33	46	2		本施設の引渡し	所有権の引渡時期は、「設計・建設期間」の引渡日であり、建設工事の瑕疵期間や建設工事代金の支払(最終時金)基準となる起算日は、当該所有権の引渡時期と考えてよろしいでしょうか。	所有権移転・引渡し時期は各施設毎に定められますが、契約不適合責任期間及び建設工事代金の最終時金の支払の基準となる起算日は全施設引渡完了日となります。
22	引渡し遅滞の場合における損害金等	33	48	2		引渡し遅滞の場合における損害金等	貴市に所定の遅延損害金の金額を超える損害が発生した場合、事業者が超過部分を支払うものとさせていただきます。 これらの損害は膨大に拡大し得ることから、所定の遅延損害金をもって予定損害賠償額とするか、性能評価検証業務の遅延に伴う賠償金に上限を設けていただきたいと思いますと考えております。	事業契約書(案)のとおりとします。
23	事業契約書(案)	33	49	1		契約不適合	「甲の供した材料の性質又は甲の指示」の場合に限定されておりますが、その他甲の責めに帰すべき事由によって契約不適合が生じた場合も、履行の追完はなされないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	契約不適合責任	34	49	4		契約不適合責任	本条項但書の「重大な過失」とは、最高裁判例のとおり「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」を指すと理解しておりますが、相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	建設期間中維持管理・運営業務	35	50	3		建設期間中維持管理・運営業務	「ただし、引渡済施設の全部又は一部の停止が甲の責めに帰すべき場合は、この限りでない。」とあります。 この場合の引渡済施設の運転の停止に起因する甲、乙又は第三者の損害、費用、損失その他の責任の一切は、甲により負担されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	建設期間中維持管理・運営業務の遂行体制	37	54	2		建設期間中維持管理・運営業務の遂行体制	「乙は、建設期間中維持管理・運営業務従事職員に異動があった場合、その都度届出なければならない。」とあります。 常駐している従事職員のうち、責任者及び本事業に係る資格者が対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	事業契約書(案)	37	54	3		建設期間中維持管理・運営業務の遂行体制	「…従事職員がその業務を行うのに不相当と認められるときは、(中略)乙に対しその交代を求めることができ、乙はこれに従うものとする。」とありますが、交代を求める事由が合理的かつ妥当性がある場合に限るとの理解でよろしいでしょうか(第66条3項も同様)。	ご理解のとおりです。
28	非常時又は緊急時の対応等	38	56	3		非常時又は緊急時の対応等	「前各項の定めるところに従って実施された業務により発生した、乙の責めに帰すべからざる事由に基づく増加費用及び乙が被った損害は、甲乙協議の上、合理的範囲で甲が負担するものとする。」とあります。 要求水準書(案)第1回質問回答No.105の通り、当該ケースにより、資源化処理及び有効利用を継続したものの処理費用が増大した場合は、その費用増加分はサービス対価にて貴市の負担であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所					項目名	質問	回答
		頁	条	項	号				
29	災害時の脱水汚泥の受入れ等	38	57			災害時の脱水汚泥の受入れ等	事業契約書(案)には、災害時の脱水汚泥の受入れにより増加費用が生じた場合の費用負担について、記載がありません。 一方で、要求水準書(案)に対する質問(第一回)回答No.118には、「増加費用は、貴市の負担」であり、No.125にも「入札公告時に示される契約書等で整理されるとの理解のとおり」とあります。 この場合、追加業務としてサービス対価の増額がなされ、また、当該受入れにより建設業務に影響が生じた場合は工期変更等については、貴市と協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
30	事業契約書(案)	38	57			災害時の脱水汚泥の受入れ等	災害等により市域又は近隣都市からの脱水汚泥を受け入れる場合、変動費C-2及び有効利用費C-4に関しては、汚泥処理量に応じて精算いただくものと理解しておりますが、固定費C-1及び修繕費C-3については、別途協議・精算いただけるとの理解で宜しいでしょうか(第69条も同様)。	ご理解のとおりです。	
31	非常時又は緊急時の対応等	38	57	2		非常時又は緊急時の対応等	「災害等が発生し、近隣都市からの脱水汚泥の受け入れ要請があった際に甲がこれを受け入れる方針を決定した場合において、受け入れる汚泥の量及び性状が引渡済施設の処理能力で処理が可能な場合には、乙は脱水汚泥を受け入れ、資源化処理及び有効利用を行う。ただし、汚泥の量及び性状の影響で有効利用が行えない場合や場外搬出等が必要になる場合は、別途甲乙間で協議する。」とあります。 要求水準書(案)第1回質問回答No.118の通り、当該ケースにより、資源化処理及び有効利用を継続したものの処理費用が増大した場合は、その費用増加分はサービス対価にて貴市の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
32	非常時又は緊急時の対応等	38	57	2		非常時又は緊急時の対応等	「災害等が発生し、近隣都市からの脱水汚泥の受け入れ要請があった際に甲がこれを受け入れる方針を決定した場合において、受け入れる汚泥の量及び性状が引渡済施設の処理能力で処理が可能な場合には、乙は脱水汚泥を受け入れ、資源化処理及び有効利用を行う。ただし、汚泥の量及び性状の影響で有効利用が行えない場合や場外搬出等が必要になる場合は、別途甲乙間で協議する。」とあります。 要求水準書(案)第1回質問回答No.119及び118の通り、当該ケースにより汚泥処理は継続したものの有効利用先で受入容量の観点等から全量有効利用が負担になった場合は、その旨を許諾頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 また、有効利用費の費用増大が発生した場合は、要求水準書2-4-6処理対象汚泥に示す汚泥量の範囲内はサービス対価にて貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 汚泥量が示す範囲を超える場合は別途協議のうえ貴市の負担、汚泥性状が要求水準書2-4-6処理対象汚泥を外れる場合は別途協議のうえ貴市のご負担でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
33	非常時又は緊急時の対応等	38	57	2		非常時又は緊急時の対応等	「災害等が発生し、近隣都市からの脱水汚泥の受け入れ要請があった際に甲がこれを受け入れる方針を決定した場合において、受け入れる汚泥の量及び性状が引渡済施設の処理能力で処理が可能な場合には、乙は脱水汚泥を受け入れ、資源化処理及び有効利用を行う。ただし、汚泥の量及び性状の影響で有効利用が行えない場合や場外搬出等が必要になる場合は、別途甲乙間で協議する。」とあります。 要求水準書(案)第1回質問回答No.120の通り、当該ケースにおける受入判断基準は量・性状のみならず施設の運用状況も加味する必要があるため、量・性状や施設の運用状況踏まえた対応について、別途協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
34	維持管理・運営業務	41	62	3		維持管理・運営業務	「ただし、本施設の全部又は一部の停止が甲の責めに帰すべき場合は、この限りでない。」とあります。 甲の責めに帰すべき場合における本施設の運転の停止に起因する甲、乙又は第三者の損害、費用、損失その他の責任は甲により負担されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
35	維持管理・運営業務の実施計画	42	65	1		維持管理・運営業務の実施計画	「乙は、維持管理・運営業務を開始するにあたり、維持管理・運営開始日の60日前までに、…」とあります。 引渡し完了については、60日以前に貴市より引渡し完了日についてご教示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	引渡し完了日は、乙が提案するスケジュールに基づき、甲が指定しますので、提出日の条件等を踏まえスケジュールを提案ください。	
36	非常時又は緊急時の対応等	43	68	3		非常時又は緊急時の対応等	「前各項の定めるところに従って実施された業務により発生した、乙の責めに帰すべからざる事由に基づく増加費用及び乙が被った損害は、甲乙協議の上、合理的範囲で甲が負担するものとする。」とあります。 要求水準書(案)質問回答No.105の通り、当該ケースにより、資源化処理及び有効利用を継続したものの処理費用が増大した場合は、その費用増加分はサービス対価にて貴市の負担であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所				項目名	質問	回答
		頁	条	項	号			
37	災害時の脱水汚泥の受け入れ等	43	69			災害時の脱水汚泥の受け入れ等	事業契約書(案)には、災害時の脱水汚泥の受け入れにより増加費用が生じた場合の費用負担について、記載がありません。 一方で、要求水準書(案)に対する質問(第一回)回答No.118には、「増加費用は、貴市の負担」であり、No.125にも「入札公告時に示される契約書等で整理されるとの理解のとおり」とあります。 この場合、追加業務としてサービス対価の増額がなさるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	事業契約書(案)	43	69	1		災害時の脱水汚泥の受け入れ等	第57条と同様に、汚泥の量及び性状の影響で有効利用が行えない場合や場外搬出等が必要になる場合には別途甲乙間で協議するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	事業契約書(案)	43	69	2		災害時の脱水汚泥の受け入れ等	第57条と同様に汚泥の量及び性状の影響で有効利用が行えない場合や場外搬出等が必要になる場合には別途甲乙間で協議するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	災害時の脱水汚泥の受け入れ等	43	69	2		近隣都市からの脱水汚泥の受け入れ等	要求水準(案)の第1回質問No.119及びNo.118に回答いただいた通り、近隣都市からの脱水汚泥の受け入れには、最終生成物の有効利用先の受け入れ能力も考慮していただけると理解してよろしいでしょうか。 また、有効利用費の費用増大が発生した場合は貴市にてのご負担頂けるとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	非常時又は緊急時の対応等	43	69	2		非常時又は緊急時の対応等	「災害等が発生し、近隣都市からの脱水汚泥の受け入れ要請があった際に甲がこれを受け入れる方針を決定した場合において、受け入れる汚泥の量及び性状が引渡済施設の処理能力で処理が可能な場合には、乙は脱水汚泥を受け入れ、資源化処理及び有効利用を行う。ただし、汚泥の量及び性状の影響で有効利用が行えない場合や場外搬出等が必要になる場合は、別途甲乙間で協議する。」とあります。 要求水準書(案)第1回質問回答No.118の通り、当該ケースにより、資源化処理及び有効利用を継続したものの処理費用が増大した場合は、その費用増加分はサービス対価にて貴市の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	非常時又は緊急時の対応等	43	69	2		非常時又は緊急時の対応等	「災害等が発生し、近隣都市からの脱水汚泥の受け入れ要請があった際に甲がこれを受け入れる方針を決定した場合において、受け入れる汚泥の量及び性状が引渡済施設の処理能力で処理が可能な場合には、乙は脱水汚泥を受け入れ、資源化処理及び有効利用を行う。ただし、汚泥の量及び性状の影響で有効利用が行えない場合や場外搬出等が必要になる場合は、別途甲乙間で協議する。」とあります。 要求水準書(案)第1回質問回答No.119及び118の通り、当該ケースにより汚泥処理は継続したものの有効利用先で受入容量の観点等から全量有効利用が負荷になった場合は、その旨を許諾頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 また、有効利用費の費用増大が発生した場合は、要求水準書2-4-6処理対象汚泥に示す汚泥量の範囲内はサービス対価にて貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 汚泥量が示す範囲を超える場合は別途協議のうえ貴市の負担、汚泥性状が要求水準書2-4-6処理対象汚泥を外れる場合は別途協議のうえ貴市のご負担でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	非常時又は緊急時の対応等	43	69	2		非常時又は緊急時の対応等	「災害等が発生し、近隣都市からの脱水汚泥の受け入れ要請があった際に甲がこれを受け入れる方針を決定した場合において、受け入れる汚泥の量及び性状が引渡済施設の処理能力で処理が可能な場合には、乙は脱水汚泥を受け入れ、資源化処理及び有効利用を行う。ただし、汚泥の量及び性状の影響で有効利用が行えない場合や場外搬出等が必要になる場合は、別途甲乙間で協議する。」とあります。 要求水準書(案)第1回質問回答No.120の通り、当該ケースにおける受入判断基準は量・性状のみならず施設の運用状況も加味する必要があるため、量・性状や施設の運用状況踏まえた対応について、別途協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	維持管理・運営業務の報告	44	71	1		維持管理・運営業務の報告	「乙は、～、別紙8第5項の定めるところに従い維持管理・運営業務報告書(日報・月報・年報)を作成し、月報・年報については入札説明書等に定めるとおりに甲に提出して報告するものとする。」とあります。 貴市に対し事業者は原則日次報告は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	維持管理・運営業務に関するモニタリング	45	72	8		維持管理・運営業務に関するモニタリング	「なお、乙から報告された測定値と甲のモニタリングによる測定値に大きな差異がある場合は、甲が提示する測定値を採用するものとする。」とあります。 甲の提示する測定値とは計量証明書との理解で宜しいでしょうか。	甲がモニタリングで実施した値となります。
46	事業契約書(案)	48	80	1		サービス対価の減額	サービス対価の減額は、業務水準の未達の原因が甲の帰責事由である場合には、対象外であるという理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、甲からの要求に対する協議の際に、要求水準を達成できない旨を説明願います。
47	事業契約書(案)	49	81	1		契約期間	事業終了時の設備状態は、事業期間中の維持管理業務・修繕業務を適正に行い、良好な運転(処理量・各種法令等を満足する運転)が可能な状態との理解で宜しいでしょうか。	事業期間終了時の設備の状態に関する要求水準はありません。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所				項目名	質問	回答
		頁	条	項	号			
48	契約期間	49	81	1		契約期間	維持管理・運営終了時は20年間の稼働後であるため、施設の劣化が予想されます。事業終了時における施設状態は、要求水準書(案)第1回質問No.64で回答いただいた良好な運転(処理量・関係法令等を満足する運転)が可能な状態、といった理解でよろしいでしょうか。 詳細に関しては、事業期間終了日の3年前から行う貴市との協議によると認識しておりますが、維持管理計画を立案するため、考え方についてご教示願います。	事業終了時まで良好な運転(処理量・関係法令等を満足する運転)を求めています。事業期間終了時の設備の状態に関する要求水準はありません。
49	契約期間	49	81	2		契約期間	「甲及び乙は、本事業期間終了後における本施設の維持管理・運営に関し、別紙2記載の本事業期間終了日の3年前より協議を開始する。」とあります。次期の事業者選定方式は本事業と同等のスケジュールで積算と考えてよろしいでしょうか。 また、次期の事業者選定方式のスケジュールが変更になった場合には、乙は、引継ぎに係る費用を別途請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	次期事業者の選定方式等は未定です。また、本事業の終了までに引継ぎ先が未定となる場合等の対応は、協議とします。
50	乙の債務不履行等による解除	50	83	1	(6)	乙の債務不履行等による解除	事業契約上の義務の違反については、別紙7の2、3で解除に至る手続きが定められているため、第83条1項6号の適用で異なるプロセスで事業契約が解除されると別紙7のモニタリング手続きが意味を失います。 よって、第83条1項6号は、具体的手続きとしては別紙7の2、3に従うことになるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理期間中については、ご理解のとおりですが、設計・建設期間については、事業契約書(案)のとおりです。
51	不可抗力事由に基づく解除等	52	85	2		不可抗力事由に基づく解除等	不可抗力により本事業の実施が不可能となった場合、貴市は本契約を解除することができる旨の規定がされています。 入札説明書35頁第7章1(3)記載のとおり、事業者からも事業契約の解除が可能との理解でよろしいでしょうか。	契約解除に際しては甲と乙との間で協議を行うことが定められており、契約解除の判断は協議の結果を踏まえて甲が判断します。 入札説明書(修正版)をご確認ください。
52	引渡日前の解除の効力	52	87	1		引渡日前の解除の効力	甲の支払債務と乙に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対等額で相殺できることとなっています。 損害賠償請求額については、相殺前に協議の場があるとの理解でよろしいでしょうか。	甲の相殺権の行使は制約されませんが、必要に応じ相殺前に協議することとします。
53	事業契約書(案)	54	88	2		引渡日以降の解除の効力	「～乙は、その費用負担において本施設の補修を実施するものとし～」とありますが、市の事由による契約解除なので、乙は、経年劣化を除き設備機能が維持できるまで機能回復させる補修を、その時点で受領している当該サービス対価C-3-1～3の金額範囲内で行うとの理解でよろしいでしょうか。	契約解除が甲の責めに帰すべき事由に基づく場合であっても、乙の責に帰すべき理由については、本来要求される本施設の引渡水準は確保していただく必要があります。それに達するまでの補修は乙の費用負担となります。
54	引渡日以降の解除の効力	54	88	3		引渡日以降の解除の効力	乙に引継ぎ事業者を確保し、甲に紹介する義務が課される場合に関し、第82条(甲の事由による解除)及び第84条(甲の債務不履行による解除等)の場合には、30日以内に引継ぎ事業者を確保し、甲に紹介することは、確約は難しいため、努力義務としていただけますようお願いいたします。	今回事業は、市民生活の安心・安全を守る重要な事業となります。よって、事業契約書(案)のとおりとします。
55	事業契約書(案)	54	88	3		引渡日以降の解除の効力	「甲が求めた日から【30】日以内に、甲が要求する水準を満たす、本施設の建設期間中維持管理・運營業務又は維持管理・運營業務を遂行する能力を有する引継ぎ事業者を確保した上で、甲に紹介するものとする。」とありますが、第82条及び第84条の定めるところにより本契約が解除された場合については、甲の事由又は債務不履行による解除になるので、引継ぎ事業者の確保に係る費用は貴市にて負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	違約金及び損害賠償	55	90			違約金及び損害賠償	建設期間中の違約金について、設計・建設期間中の解除の場合は「サービス対価A及びBの合計額の100分の10に相当する額」と記載がありますが、サービス対価AとBの合計額はかなりの高額となり、過度なペナルティとなります。第83条1項(1)はサービス対価Aを対象に、第83条1項(3)はサービス対価Bを対象とするなど、SPC内での帰責者負担が可能な違約金条項として頂けないでしょうか。例えば地元中小企業の維持管理運営企業が参加した場合にサービス対価Bの100分の10に加え、サービス対価Aの100分の10も負担となると参加が難しくなることが推測されます。違約金の負担額は、解約の原因の業務のサービス対価(サービス対価A又はB)の100分の10として頂けないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
57	違約金及び損害賠償	55	90	1		違約金及び損害賠償	独禁法違反が事業契約締結後に判明した場合、基本協定書第6条5項で基本協定書が解除されうることとなり、かつ第11条2項で違約金が発生し、それによって事業契約第83条1項8号で事業契約も解除される可能性があり、さらに第90条1項で違約金が発生することになります。 同一事象に基づいて基本協定書と事業契約の両方で二重に違約金が発生する自体は、違約金のあり方として過大であるため、違約金はいずれかにしていただけますようお願いいたします。	事業契約に基づき違約金が支払われた場合には、重ねて基本協定に定める違約金をお支払いいただく必要はありません。 事業契約書(案)(修正版)をご確認ください。
58	違約金及び損害賠償	55	90	2		違約金及び損害賠償	公共工事標準請負約款の場合、解除に伴う違約金の定めのみで損害賠償の定めはないことから、本事業契約書(案)においても解除に伴う違約金のみとしていただけないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
59	違約金及び損害賠償	56	90	5		違約金及び損害賠償	サービス対価と乙に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対等額で相殺できることとなっています。 損害賠償請求額については、相殺前に協議の場があるとの理解でよろしいでしょうか。	甲の相殺権の行使は制約されませんが、必要に応じ相殺前に協議することとします。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所					項目名	質問	回答	
		頁	条	項	号					
60	事業契約書(案)	57	95	3			法令改正等による契約内容の変更等	「技術革新等により、本契約に基づく乙の業務に係る費用を低減することが可能となった場合、(中略)サービス対価の減額を行うものとする。」とあります。革新的な技術を開発する、又は使用するにも費用が掛かるものであるとともに、乙の企業努力によって技術革新等により業務に係る費用を低減できた場合は、乙のインセンティブであるべきと考えます。従って、革新技術の内容によっては、サービス対価の減額を免除いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	一般的な技術革新があった場合を想定しており、事業者の企業努力によるサービス対価の低減は含みません。	
61	法令改正等に伴う追加費用について	58	97	1			法令改正等による追加費用又は損害の負担	水質汚濁防止法や大気汚染防止法等の法令変更により、汚泥の検査項目、検査頻度、試験方法等が変更され追加費用が発生する場合は、第97条に則り追加費用を貴市で負担いただける、という理解でよろしかったでしょうか。	合理的な追加費用については、ご理解のとおりです。	
62	法令改正等による追加費用又は損害の負担	58	97	1			法令改正等による追加費用又は損害の負担	「法令改正等によって、乙に追加費用又は～」とあります。また、要求水準書(案)第2回の質問回答No.62にて、有効利用のために必要な処理を行う場合に際し、準拠すべき法令変更は「本事業運営に必須となるもの」と回答をいただいています。「追加費用」に、法令変更に伴う追加費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	合理的な追加費用については、ご理解のとおりです。	
63	秘密保持	59	102	1			秘密保持	乙以外の「第三者」には、協力企業や構成員が含まれないことが明確ではないため、明確化をお願いしたいと存じます。	協力企業や構成員は、第三者に含まれません。	
64	用語の定義	3	別紙1	23			用語の定義	第37条が引用されていますが、誤記かと想定されるため、ご確認をお願いいたします。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)(修正版)をご確認ください。	
65	用語の定義	3	別紙1	23			用語の定義	第46条、第48条は、各施設に引渡日があるとの建付けに立っています。この第23号の「引渡日」は本施設を構成する施設の最後の引渡しが行われる日と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
66	事業契約書(案)別紙1	3	別紙1	24			用語の定義	不可抗力事由には、昨今の新型コロナウイルス蔓延により国等から発令される緊急事態宣言やまん延防止等重点措置も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	不可抗力は、通常予見不可能な事象を対象とし、コロナウイルス等の感染症は、不可抗力に含まないものとしますが、その判断については都度協議を行うこととします。	
67	不可抗力事由	3	別紙1	24			不可抗力事由	通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ない疫病や感染症等には、新型コロナウイルスも含まれると理解してよろしいでしょうか。	質問No.66の回答を参照ください。	
68	入札説明書等	4	別紙1	32			入札説明書等	「入札説明書等」とは・・・をいう。」とあります。実施方針(案)、要求水準書(案)、実施方針及びそれぞれに関する質問回答も含まれるという理解でよいでしょうか。	実施方針(案)及び実施方針(案)の質問回答、要求水準書(案)及び要求水準書(案)の質問回答(第1回、第2回とも)は入札説明書等には含みません。入札説明書第I章本書の位置付け(P1)をご確認ください。	
69	サービス対価	6	別紙3	第1章	1	(2)	イ	建設期間中維持管理・運営費(サービス対価B)	(ウ)建設期間中変動費③(処理費B-2-3)に記載の未処理脱水分離液を削減するために、維持管理上の工夫等で平野下水処理場の脱水分離液施設に対して、事業者の責において定格以上の処理を行うことは可能でしょうか。	事業者の責において定格以上の処理を行うことは、可とします。
70	サービス対価	6	別紙3	第1章	1	(2)	イ	建設期間中維持管理・運営費(サービス対価B)	(ウ)建設期間中変動費③(処理費B-2-3)に記載の未処理脱水分離液を要求水準書P51に記載の1,000m ³ /日と解釈した上で、その発生原因が既設汚泥燃料化施設の処理量確保に起因する場合、処理費を免除いただけますでしょうか。	既設固形燃料化施設の処理量分に関しては、ご理解のとおりです。
71	サービス対価	7	別紙3	第1章	1	(2)	エ	建設期間中維持管理・運営費(サービス対価B)	建設期間中有効利用費(サービス対価B-4)について、固形燃料化施設から連続的に残渣(飛灰)が発生する場合は、リサイクル率100%を目指す貴市方針に則って焼却灰資源化と同等の有効利用を要し、サービス対価B-4-1.2に費用計上するという理解でよろしいでしょうか。	飛灰等は、要求水準書 3-2-1-4 副生物等の廃棄物量抑制(P53)に該当します。費用についてはサービス対価B-2-1に計上してください。
72	サービス対価	7	別紙3	第1章	1	(3)	イ	維持管理運営費(サービス対価C)	(ウ)変動費③(処理費C-2-3)に記載の未処理脱水分離液を要求水準書P51に記載の1,000m ³ /日と解釈した上で、その発生原因が既設汚泥燃料化施設の処理量確保に起因する場合、処理費を免除いただけますでしょうか。(但し、既設汚泥燃料化施設の事業期間を令和15年度末までと考えます)	既設固形燃料化施設の処理量分に関しては、ご理解のとおりです。
73	事業契約書(案)別紙3	8	別紙3	2				サービス対価の内訳のまとめ	「表.サービス対価の内訳」にて、維持管理運営費内の電力及び都市ガスにおける基本料金は、固定費C-1に計上するものと考えてよろしいでしょうか。	変動費C-2に計上してください。
74	サービス対価	8	別紙3	第1章	1	(3)	エ	維持管理運営費(サービス対価C)	有効利用費(サービス対価C-4)について、固形燃料化施設から連続的に残渣(飛灰)が発生する場合は、リサイクル率100%を目指す貴市方針に則って焼却灰資源化と同等の有効利用を要し、サービス対価C-4-1.2に費用計上するという理解でよろしいでしょうか。	飛灰等は、要求水準書 3-2-1-4 副生物等の廃棄物量抑制(P53)に該当します。費用についてはサービス対価C-2-1に計上してください。
75	サービス対価	8	別紙3	第1章	2			建築に関わる電力量料金	電力量料金はそれぞれの変動費として整理されていますが、建築構造物に関わる電力量料金はそれぞれの固定費に計上するという理解でよろしいでしょうか。建築構造物に関わる電力量料金は汚泥量に影響を受けないため、固定費としての扱いが適当であると思料したため質問させていただきました。なお、上記の理解でよい場合、基本料金については事業者にて固定費分と変動費分に適宜按分して計上することを想定しています。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)(修正版)をご確認ください。
76	サービス対価	10	別紙3	第2章	3	(2)	イ	サービス対価	事業者が負担する建設期間中変動費(サービス対価B-2)は、貴市へ所有権を移転された汚泥処理施設が対象であり、既存施設については対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	条	項	号					
77	サービス対価	11	別紙3					各費用の支払額の算定方法	昨今のエネルギー事情をうけ全国的に電気・ガス等の費用が大幅に高騰しており、コスト算出の予測が困難です。事業者が調達する各費用についても11ページにある、市からの供給単価(令和2年度の実績)と同一として提案し、維持管理開始時期(令和10年10月)に単価改定を行う等で、適切な費用で事業提案・運用開始ができるよう考慮いただけますでしょうか。	維持管理運営費の物価変動に基づく改定について、初めてサービス対価の見直しを行う場合の基準日を令和2年3月(令和2年4月～令和3年3月の平均値)とします。事業契約書(案)別紙3(修正版)をご確認ください。
78	別紙3 建設期間中変動費①②(サービス対価B-2-1,2-2)	11	別紙3	2章	3	(2)	イ	電気、都市ガス、水道の市の請求単価	建設期間中変動費について、入札価格算定に用いる市からの供給単価(電気13.03円/kWh等)の指定がありますが、市はこの単価を元に事業者への請求額を決定するとの理解でよろしいでしょうか。入札価格算定の単価と事業者が支払う単価(市の請求単価)は同額である必要があると考えます。舞洲・平野とも市から供給頂ける前提でのご質問です。	舞洲スラッジセンターにおいては、この単価を基準として、物価変動に応じた単価の見直しを行い請求します。平野下水処理場については、事業者が準備する電力、都市ガス、水道となります。事業契約書(案)別紙3(修正版)をご確認ください。
79	別紙3 建設期間中変動費①②(サービス対価B-2-1,2-2)	11	別紙3	2章	3	(2)	イ	電気、都市ガス、水道の市の請求額	建設期間中変動費について、入札価格算定の単価と事業者が支払う単価(市の請求単価)は同額である必要があると考えます。一方、入札時に提案したユーティリティ使用量と実際の使用量とは、必ずしも一致するとは限りません。市の請求額は、事業者が実際に使用した量と指定された単価より算出するとの理解でよろしいでしょうか。舞洲・平野とも市から供給頂ける前提でのご質問です。	市の請求額は、事業者が実際に使用した量と指定された単価に物価変動に応じた見直後の単価による算出とします。事業契約書(案)別紙3(修正版)をご確認ください。
80	別紙3 建設期間中変動費①②(サービス対価B-2-1,2-2)	11	別紙3	2章	3	(2)	イ	電気、都市ガス、水道の請求額が乖離した場合の協議	建設期間中変動費について、「上記単価と市からの請求額に大きな乖離が生じた場合は、支払いについて別途協議する。」との記載がありますが、入札時に提案したユーティリティ使用量と実際の使用量が大きく乖離した場合に協議するとの理解でよろしいでしょうか。舞洲・平野とも市から供給頂ける前提でのご質問です。	舞洲スラッジセンターにおいては、この単価を基準として、物価変動に応じた単価の見直しを行い請求します。平野下水処理場については、事業者が準備する電力、都市ガス、水道となります。事業契約書(案)別紙3(修正版)をご確認ください。
81	事業契約書(案) 別紙3	11	別紙3	2章	3	(2)	イ	建設期間中変動費①(サービス対価B-2-2): 脱水機・脱水分離液処理施設	「電力、都市ガス、水道は市の施設より供給する。事業者は毎月市の請求に基づき使用料を支払う。」との記載があり、供給単価の記載がありますが、これは、今回整備する全ての施設(舞洲スラッジセンター・此花下水処理場・平野下水処理場)が該当する物との認識でよろしいでしょうか。※電力については、建設期間中に市の電力を使用する場合は該当	舞洲スラッジセンターが該当します。此花下水処理場及び平野下水処理場については事業者が準備する電力、都市ガス、水道とします。事業契約書(案)別紙3(修正版)をご確認ください。
82	事業契約書(案) 別紙3	11	別紙3	2章	3	(2)	イ	建設期間中変動費②(サービス対価B-2-2): 脱水機・脱水分離液処理施設	「※事業開始後、上記単価と市からの請求額に大きな乖離が生じた場合は、支払いについて別途協議する。」とありますが、毎月貴市が請求する請求額(単価)と同単価にしないと事業者が損をさせていただきます。ゆえに、「※事業開始後、上記単価と市からの請求額(単価)に乖離が生じた場合はサービス対価Bに用いる単価を市からの請求額で用いる単価と同額にする。」との理解で宜しいでしょうか。	舞洲スラッジセンターにおいては、この単価を基準として、物価変動に応じた単価の見直しを行い請求します。平野下水処理場については、事業者が準備する電力、都市ガス、水道となります。事業契約書(案)別紙3(修正版)をご確認ください。
83	(ア)建設期間中変動費①	11	別紙3	2章	3	(2)	イ	消化汚泥固形物処理量の算出方法について	「消化汚泥固形物処理量については、当該月における要求水準書に記載の測定方法による週一回の測定値の平均値とする」とありますが、「要求水準書別紙11.各種試験の項目、頻度、試験方法」には、消化汚泥固形物処理量の測定方法について記載がないように見えます。その測定方法・算出方法・対象単位期間ならびに当該処理量の有効数字についてご教示をお願いいたします。また、サービス対価Cについても同内容でのご教示をお願いいたします。	消化汚泥固形物量は、ア受入汚泥量とイ固形物濃度(SS濃度)を乗じて算出した月平均値とするため、測定方法はありません。なお、消化汚泥のSS(%)の測定方法・有効桁数は、要求水準書別紙11各試験の項目、頻度、測定方法を参照ください。また、サービス対価Cについても同様です。
84	(イ)建設期間中変動費②	11	別紙3	2章	3	(2)	イ	サービス対価の算出方法について	建設期間中において、脱水機は一部更新で既存と併用、脱水分離液処理施設は全面更新となる期間が生じた場合、当該サービス対価を算出するための消化汚泥処理量は、どのような設定とすることをご想定でしょうか。	処理した汚泥量に対してサービス対価をお支払いします。例えば、脱水分離液処理施設で未処理が発生した場合は、その費用を減じることとなります。
85	サービス対価	11	別紙3	第2章	3	(2)	イ	建設期間中変動費	「電力、都市ガス、水道は市の施設より供給する。事業者は毎月市の請求に基づき市へ使用料を支払う。」とあります。同書別紙3 第2章3-(2)-(イ)に記載の単価(令和2年度実績)により支払われるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書別紙3 2-3-(2)-(イ)建設期間中の変動費②(p11)に記載の単価に物価変動に応じた見直しを行った単価とします。事業契約書(案)別紙3(修正版)をご確認ください。
86	サービス対価	11	別紙3	第2章	3	(2)	イ	建設期間中変動費	「上記(ア)(イ)について入札価格算定に用いる市からの供給単価は以下のとおりとする。」とあります。これは入札価格の算出において当該単価を使用するという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	サービス対価	11	別紙3	第2章	3	(2)	イ	建設期間中変動費	「上記単価と市からの請求額に大きな乖離が生じた場合は、支払いについて別途協議する。」とあります。大きな乖離とは後述にある変動率±1.5%を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書別紙3 2-3-(2)-(イ)建設期間中の変動費②(p11)に記載の単価に物価変動に応じた見直しを行った単価を想定しております。事業契約書(案)別紙3(修正版)をご確認ください。
88	サービス対価	11	別紙3	第2章	3	(2)	イ	建設期間中変動費	薬品費は事業者が提案する単価との理解でよろしいでしょうか。その場合、提案する単価とは事業契約時点での提案する単価との理解でよろしいでしょうか。	薬品は、事業者の手配となるため、ご理解のとおりです。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	条	項	号					
89	サービス対価	11	別紙3	第2章	3	(3)	イ	変動費(サービス対価C-2)	(ア)変動費①(サービス対価C-2-1):汚泥資源化施設に処理量の区分を示す表があり、57~98t-DS/日の範囲で最大5区分まで提案可能とあります。また、表の下部に「※対象月中の日平均消化汚泥固形物(x1)が、上記範囲を逸脱する場合は、別途協議とする」と但し書きがあります。一方で、様式I-12-3【頻度分布表データ】消化汚泥固形物量のうち、既設燃料化事業が継続中のR10~15年度の発現頻度を見ると、そのほとんどが57t-DS/日を下回っており、燃料化施設稼働中は範囲の逸脱が定常的になると推測します。5年以上の長期間に渡り、毎月の変動処理費に対する別途協議を行うことは、貴市のご負担となるため、R10~15年度においては、別途「処理量の区分」による変動処理単価を取り決めていただけないかという理解でよろしいでしょうか。もしくは、記述の通り毎月の協議により処理単価を決定するという方針でしょうか。	入札価格は、様式1-12-1【記入方法】及び【様式1-12-2【記入方法】】に示すとおり57~t-DS/日の価格で算出となります。支払いの際の単価については、年度毎に協議の上、基準単価の設定を考えています。
90	サービス対価	12	別紙3	第2章	3	(2)	イ	建設期間中変動費	建設期間中変動費③(処理費B-2-3):未処理脱水分離液について、未処理分離液の処理単価:[173.74]円/m ³ の基準NH4-N濃度をご教授ください。	基準NH4-N濃度は、850mg/Lとなります。
91	(ア)建設期間中有効利用費	12	別紙3	2章	3	(2)	エ	資源化利用量の算出方法について	資源化利用量については、「要求水準書別紙11.各種試験の項目、頻度、試験方法」に測定方法の記載がないように見えます。その測定方法・算出方法・対象単位数期間ならびに当該利用量の有効数字をご教示ください。また、サービス対価Cについても同内容でのご教示をお願いいたします。	測定方法(測定機器)については、要求水準書3-2-2(6)を参照ください。消化汚泥固形物量は、ク最終生成物搬出量とク最終生成物の含水率より算出した月平均値とします。
92	事業契約書(案)別紙3 固定費(サービス対価C-1)	12	別紙3	2章	3	(3)	ア	固定費(サービス対価C-1)	「固定費は、汚泥処理施設の対象期間における消化汚泥処理量に応じて」とありますが、固定費は保守点検の委託費やSPC運営費が含まれており、消化汚泥処理量に比例しないため、固定のままとしていただけませんか。	固定のままの提案を妨げるものではありません。
93	別紙3 測定値の差異	13	別紙3					モニタリングによる測定値の際	“事業者から報告された測定値と市のモニタリングによる測定値に大きな差異がある場合は、市が提示する測定値を採用する”とありますが、大きな差異が生じた場合にはその時点で協議させて頂くことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
94	別紙3 測定値の差異	14	別紙3					モニタリングによる測定値の際	“事業者から報告された測定値と市のモニタリングによる測定値に大きな差異がある場合は、市が提示する測定値を採用する”とありますが、大きな差異が生じた場合にはその時点で協議させて頂くことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
95	サービス対価	14	別紙3	第2章	3	(3)	イ(ウ)	維持管理運営費	変動費③(処理費C-2-3):未処理脱水分離液の処理単価:[173.74]円/m ³ の基準NH4-N濃度をご教授ください。	基準NH4-N濃度は、850mg/Lとなります。
96	修繕費について	15	別紙3	第2章	3	(3)	ウ	維持管理運営費に関わる修繕費	修繕費①は平準化して各回同額を支払うとあります。一方修繕費③は各回すべて同額を支払うとあります。修繕費③については修繕費①のように平準化することなく、事業者が提示した費用にて支払いが行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	修繕費について	15	別紙3	第2章	3	(3)	ウ	維持管理運営費に関わる修繕費	修繕費②(サービス対価C-3-2)適切な管理を実施していることを前提に、修繕計画で予定していない突発的な修繕対応が必要な事態が発生した場合には、その修繕に係る費用は貴市にて負担いただけないかという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	修繕費について	15	別紙3	第2章	3	(3)	ウ	維持管理運営費に関わる修繕費	「修繕費②は、市が提示する修繕計画に基づき実施した修繕業務に要する費用を、修繕実施年度で、4回に分割して支払う」とあります。ここでの貴市より提示される修繕計画とは、入札説明書別紙5配布資料リストの番号14「平野下水処理場脱水分離液処理施設 維持管理・修繕計画」が該当するものと理解しますが、本修繕計画表は本事業開始年度ではなく、平野下水処理場脱水分離液処理施設の運用開始年度を1年目にしているものと推察します。 ①施設の運用開始年度をご提示いただけますでしょうか。 ②例えば運用開始から10年目で事業開始となった場合、10年目以前の整備項目は実施いただいてから引き継がれるものと考えてよろしいでしょうか。 ③20年目以降も施設を継続して使用することになり、設備の老朽化が懸念されます。20年目以降の修繕計画については、20年目までの修繕頻度をベースに考え、改築・更新等が必要になった場合は、本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	①平成28年度となります。 ②ご理解のとおりです。 ③ご理解のとおりです。
99	修繕費について	15	別紙3	第2章	3	(3)	ウ	維持管理運営費に関わる修繕費	修繕費①、修繕費③について、要求水準書4-4(2)に記載に則り維持管理・運営期間中に修繕計画を見直した場合であっても、各年度同額の費用が支払われるという認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	事業契約書(案) 別紙3	15	別紙3	第2章	3	4		消費税等	サービス対価A~Fとありますが、「サービス対価A~C」と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)別紙3(修正版)をご確認ください。
101	サービス対価	16	別紙3					サービス対価の改定	建設部材・人件費等の上昇については従来通りのインフレスライド条項にて対応しますが、創意工夫が困難な電気・ガス料金については、1,000分の15を加除する現行ルールでは昨今のエネルギー事情では大きな値上がりリスクを伴います。電力・ガスのような公共性の高い費用については1.5%の控除を削除いただき、実費による精算のご検討をお願いいたします。	電力・都市ガスについては、インフレスライド条項を適用するのではなく、国内企業物価指数の変動に応じて見直すことで、事業者と市は、同等のリスク分担であると考えています。事業契約書(案)別紙3(修正版)をご確認ください。
102	事業契約書(案) 別紙3	16	別紙3	第4章	1			基本的考え方	「施設建設費及び建設期間中維持管理運営費については、原則として改定を行わない。」とありますが、あくまで原則であり、必要に応じて改定いただけないかという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じてサービス対価の改定を実施します。事業契約書(案)別紙3(修正版)をご確認ください。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所					項目名	質問	回答	
		頁	条	項	号					
103	事業契約書(案)	16	別紙3	第4章			サービス対価の改定	現在のウクライナ戦争の影響を受け、電力及び都市ガスは価格が高騰しており、また新規法人契約を受け付けられない状況です。そのため、事業者の創意工夫や企業努力によるLCCの適正化は困難であると考えます。上記を鑑み、電力及び都市ガスなどの公共性の高い費用については、サービス対価改定による委託料の見直しではなく、実費で精算できるルールのご検討をお願いいたします。	電力・ガスについては、国内企業物価指数の変動に応じて見直すことで、事業者と市は、同等のリスク分担であると考えています。事業契約書(案)別紙3(修正版)をご確認ください。	
104	サービス対価	16	別紙3	第4章	1		サービス対価の改定	「維持管理運営費については、原則として改定を行わない」とあります。現在のように各種費用の大幅な増減が発生がある場合には、維持管理期間中の変動費の見直しと同様に、改定についてご検討いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	必要に応じてサービス対価の改定を実施します。事業契約書(案)別紙3(修正版)をご確認ください。	
105	施設建設費の改定について	17	別紙3	第4章	2	(3)	施設建設費のサービス対価	社会情勢等の影響を受け、入札時の建設部材や人件費等の物価は非常に厚東している状況にあることが予想されます。一方で、施設建設費の物価変動に基づく改定は「入札時と基準日との間の物価指数等に基づき…」とあり、これは事業者にとって極めて酷な条件であり、民間には負担できないリスクであります。そこで物価変動の基点を入札時ではなく、物価が高騰する前の水準にある「実施方針(案)の公表時点(令和3年3月3月)」に変更いただくことをご検討いただきたくお願いします。	サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご確認ください。	
106	付保すべき保険	20	別紙4	3	(2)		物価指標	記載されている物価変動等の指標と実際の物価変動が合致しない場合は、変更についての協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。例えば、薬品によっては「化学製品」ではなく別の指標が適している場合があります。	原則、事業契約書(案)別紙3のとおりとしますが、ご質問のとおりであれば、協議の上、市が判断します。	
107	別紙3 維持管理運営費の物価変動	17	別紙3	4章	3		維持管理運営費の物価変動に基づく改訂	汚泥処理に使用する電力、都市ガス料金の物価改訂変動に指標について、日本銀行調査統計局の国内企業物価指数が採用されていますが、燃料費(原料費)調整制度により、燃料費(原料費)に応じ精算されるべきものと考えております。指標につき、事業者提案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。	国内企業物価指数には、燃料調整費も含まれており、公的な物価変動を採用することで、事業の透明性・公平性が図れるものと考えております。	
108	事業契約書(案)別紙3	17	別紙3	第4章	3	2	改定方法	「業務委託料の改定は支払区分ごとに行う。」とありますが、物価変動に応じた改定ができるよう、費用項目ごとに改定いただけないでしょうか。	費用項目ごとに算定し、支払区分毎の額が±1.5%を超えた場合に支払い区分ごとに改定します。	
109	サービス対価	17	別紙3	第4章	3	(1)	改定の時期	本施設の建設工事開始から運転維持管理開始までに期間があります。運転維持管理初年度の物価変動についてはどのように考えればよろしいでしょうか。	サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご確認ください。	
110	サービス対価	17	別紙3	第4章	3	(2)	物価変動の改定	「業務委託料の改定は支払区分ごとに行う。支払区分の費用項目に対応した指標の増減率及び、各費用項目の額から算出した物価変動等による当該年度の翌年度以降の業務委託料の変動率が、±1.5パーセントを超える場合にそれぞれ見直しを行うものとする。」また19頁に「上式により算出したβが±1.5%を超える場合には、以下の式に基づき、増減額を算出するものとする。」とあります。 変動率が±1.5%を超える場合、±1.5%を超える増減額のみではなく、±1.5%以内の変動率も精算頂くようお願い致します。(例えば変動率が1.8%の場合、1.5%を超える増減額0.3%分のみで改定ではなく、変動率1.8%分の変動も精算をお願い致します。) ±1.5%以内の物価変動の試算すると合計額は膨大な金額となり、事業全体に大きな影響を与えますので、見直しをお願い致します。	サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご確認ください。	
111	サービス対価	17	別紙3	第4章	3	(2)	物価変動の改定	「業務委託料の改定は支払区分ごとに行う。支払区分の費用項目に対応した指標の増減率及び、各費用項目の額から算出した物価変動等による当該年度の翌年度以降の業務委託料の変動率が、±1.5パーセントを超える場合にそれぞれ見直しを行うものとする。」とあります。これは、P16~17に記載の表中の費用項目を見直すという理解でよろしいでしょうか。例えば変動費②の電力料金に関わる指数が±1.5パーセント以上変動した場合は、電力料金に見直し掛かり、それに伴う変動単価が見直される、という理解しております。	サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご確認ください。	
112	電力料金の指標について	18	別紙3	第4章	3	(2)	ア	物価変動等の指標	変動費②の電力料金に対応した物価変動等の指標について、「国内企業物価指数(日本銀行調査統計局)を用いる」と記載あります。これは昨今の情勢による電力料金の値上げ率と乖離があると思料されます。維持管理運営が開始する前においても、実際の電力料金と指標の増減に著しい乖離がある場合は、指標の見直し(例:電力会社が提示する電気料金の改定率(燃料調整費や再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を加味)等)に見直しを行う等の協議をさせていただけないでしょうか。	サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご確認ください。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	条	項	号					
113	別紙3 維持管理運営費の物価変動に基づく改定指標の増減率	18	別紙3	4章	3	(2)	イ	初めて業務委託料の見直しを行う場合の指標	維持管理運営費の物価変動に基づく改定指標の増減率のうち、初めて業務委託料の見直しを行う場合は、令和5年度の指標(令和4年8月から令和5年7月までの平均)との記載があります。将来の物価を予測し入札すると差異が生じ、お互い損や得をすることになるため、建設期間中変動費P.11と同様に令和2年度の実績値(令和2年8月から令和3年7月までの平均)を指標としていただけないでしょうか。	サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご確認ください。
114	事業契約書(案) 別紙3	18	別紙3	4章	3	(2)	イ	指標の増減率	「初めて業務委託料の見直しを行う場合にあつては、令和5年度の指標(令和4年8月から令和5年7月までの平均)の指標」とありますが、将来的な物価指標は予測不可能であり、事業者は、未確定要素を踏まえたリスク費を計上することになります。また、昨今の電気・ガス料金および薬品費等の大幅な高騰により、今後の物価指標を予測することが難しいことから、予定価格を超える恐れがあります。よって、物価変動の指標は同資料11頁と同様に令和2年度の実績値(令和2年8月から令和3年7月までの平均)を採用いただけないでしょうか。	サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご確認ください。
115	事業契約書(案)	18	別紙3	第4章	3	(2)	イ	指標の増減率	「初めて業務委託料の見直しを行う場合にあつては、令和5年度の指標(令和4年8月から令和5年7月までの平均)の増減分を～」とあります。現在の世界情勢から各ユーティリティ費は、急激な高騰をしており、初めて見直しを行う指標(令和4年8月から令和5年7月までの平均)を予測し、変動費②を算出する本ルールの場合、数十億程度で入札額が高騰することが想定され事業参画を断念せざるを得ない状況になることも考えられます。上記の観点から、初めての見直しを行う指標については、公告時点で公開されている指標(例:令和2年度の実績、令和2年8月～令和3年7月の指標など)へ変更を頂くことをご検討ください。	サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご確認ください。
116	サービス対価の改定	18	別紙3	第4章	3	(イ)		指標の増減率	社会情勢の影響等による現在の電力料金やガス料金さらには薬品費の急激な高騰をふまえますと、この規定では事業者が数十億円級のリスクを負担することになり、一般論としまして民間企業の本事業への参画は実質不可能であると思料します。さらには、貴市が設定されている予定価格の算出根拠との整合性がとれないものと考えられます。そのため、「初めて業務委託料の見直しを行う場合にあつては、令和5年度の指標(令和4年8月から令和5年7月までの平均)の増減分を…」とありますが、これを「初めて業務委託料の見直しを行う場合にあつては、令和2年度の指標(令和2年8月から令和3年7月までの平均)の増減分を…」に修正いただくことをご検討いただきたくお願いします。これは同資料のP11(イ)に記載の建設期間中変動費②を試算するための「基準単価」が令和2年度の実績を採用されていたため、これに合わせたものです。	サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご確認ください。
117	増減率と変動率について	18	別紙3	第4章	3	(2)	ウ	指標の増減率と変動率について	「Y(物価変動等考慮後の当該年度の翌年度以降の委託料)は、予定処理量に対するX(物価変動等考慮前の当該年度の翌年度以降の業務委託料)の各費用項目の額に、イ(指標の増減率)に記載する方法で求めた各指標の「 α :増減率(パーセント)」を加味して算出する」とあります。その場合、「 $Y=(100+\alpha)/100 \times X$ 」、「変動率: $\beta=(Y/X-1) \times 100=\alpha$ 」と算出でき、変動率: β と増減率: α が同値になると認識しておりますが、間違いはないでしょうか。	サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご確認ください。
118	事業契約書(案) 別紙3	18	別紙3	4	3	(2)	エ	委託料の見直し	19頁の改定率算出式では、 $\pm 1.5\%$ を超える分のみ委託料を見直すものと考えられます。今回の契約では20年と期間が長く、契約金額も大きくなることから、事業者が 1.5% を負担することは多大な負担であると思われます。また、複数回物価変動による改定が行われると、 0.985^n 乗となっていく、大きく目減りする形になります。 $\pm 1.5\%$ を超える場合を委託料見直しのトリガーとして扱い、全額の委託料変更として頂けないでしょうか。	サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご確認ください。
119	事業契約書(案)	18	別紙3	第4章	3	(2)	エ	委託料の見直し	当該年度の翌年度以降の業務委託料の変動率 β が $\pm 1.5\%$ を超過する際、業務委託料の見直しを行い、増減額を算定するものと認識しております。この考え方ですと、変動率の $\pm 1.5\%$ を超えた年度が連続した場合、増減額は実際の物価変動と大きな差異が生まれます。変動率 β が各年度継続して $\pm 1.5\%$ を超過する場合は、別途貴市と協議させていただけるという認識でよろしいでしょうか。	サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご確認ください。
120	委託料の見直し	18	別紙3	第4章	3	(2)	エ	委託料の見直し	増減額の計算方法より、変動率 β が $\pm 1.5\%$ を超え委託料の見直しを行う際も、 $\pm 1.5\%$ までは精算しない式であると認識しております。本考え方(計算方法)においては、複数年連続して変動率が $\pm 1.5\%$ を超えた場合、実際の物価変動と増減額は大きな差が生じます。複数年連続して変動率が $\pm 1.5\%$ となる場合は、別途貴市と検討させていただける、という理解でよろしいでしょうか。	サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご確認ください。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所					項目名	質問	回答	
		頁	条	項	号					
121	別紙3 サービス対価 第3章 サービス対価の改定 3維持管理運営費の物価変動 に基づく改定	19	別紙3				委託料の見直し	委託料の見直しに計算式の記載がありますが、増減とも±1.5%分を減算し、±1.5%を超えた分のみ変更する計算式になっています。 本事業は20年間の長期にわたる事業であるため、物価変動の補正を複数回実施する可能性があります。±1.5%を超えた場合は物価変動補正をする(トリガー)とし、物価変動補正自体は±1.5%を含めた実際の変動額を補正する(下記式)ようにしていただきたくお願いします。 $S=Y-X$ 例えば、100に対し-1.51%を2回補正する場合、1回目は-0.01%の補正になり、ベース金額は98.51になります。2回目は-0.01%の補正になり、ベース金額は約97になり、最大20回続いた場合は膨大な金額の事業者負担になる可能性もあり、過度な負担となります。	サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。 事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご確認ください。	
122	処理対象汚泥の性状変動による改定	19	別紙3	第4章	3	(3)	処理対象汚泥の性状変動による改定	「有機分率が59%~63%Dryの範囲を逸脱する場合は、発注者と受注者は協議により、補正倍率87%~110%の範囲で当該月で採用する変動費の提案処理単価を見直す」とあります。 有機分率に対する補正倍率が予め決まっているのではなく、補正倍率の数値は事業者からの提案(有機分率に対する変動単価への影響度)に対して協議いただけると、という理解でよろしかったでしょうか。	サービス対価の物価変動に基づく改定について修正しております。 事業契約書(案)別紙3(修正版) 第4章サービス対価の改定をご確認ください。	
123	(別紙4)付保すべき保険について	20	別紙4	2			付保すべき保険	建設期間中維持管理・運営期間中の保険として、第三者賠償責任保険の対象、金額が記載されておりますが、企業として包括的に加入している保険にて、同等の保証が可能な場合は新たに本事業のための加入は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
124	(別紙4)付保すべき保険について	20	別紙4	2			付保すべき保険	維持管理・運営期間中の保険として、第三者賠償責任保険の対象、金額が記載されておりますが、企業として包括的に加入している保険にて、同等の保証が可能な場合は新たに本事業のための加入は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
125	事業契約書(案)別紙5 不可抗力事由による損害、損失及び費用の負担割合 設計及び建設期間	21	別紙5	1			不可抗力事由による損害、損失及び費用の負担割合	設計及び建設期間の不可抗力の費用負担割合は「設計及び建設期間中における累計で、サービス対価A及びBの1パーセント」と記載がありますが、維持管理企業は受注金額が少ないにもかかわらずサービス対価Aの費用が含まれると過度な費用負担となるため、費用負担割合は、不可抗力の対象業務のサービス対価(サービス対価A又はB)の1パーセントとしていただけないでしょうか。	事業契約書(案)別紙5 不可抗力事由による損害、損失及び費用の負担割合のとおりとします。	
126	不可抗力事由による損害、損失及び費用の負担費用	21	別紙5	1			設計及び建設期間	設計及び建設期間に不可効力が生じ、損失及び費用が発生した場合、1%に至るまでを事業者が負担するものとあります。 この費用には不可抗力事象を受けて実施する点検・調査費用も含むと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
127	2 維持管理・運営期間	21	別紙5	2			対価Cに係る引用条文について	「第58条第2項の規定による改定を考慮し、かつ第63条の規定による減額を考慮しない金額とする」とありますが、第58条第2項がサービス対価の改定に係る趣旨であれば第74条第2項、第63条がサービス対価の減額に係る趣旨であれば第80条の引用になると考えます。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)別紙5(修正版)をご確認ください。	
128	2 維持管理・運営期間	21	別紙5	2			乙が負担する割合について	「サービス対価Cの1パーセントに至るまでは乙が負担する」とありますが、これはP17 サービス対価の改定方法と同様に、支払区分毎に判断するという理解でよろしいでしょうか。	支払区分毎ではなく全体として算出します。	
129	2 維持管理・運営期間	21	別紙5	2			不可抗力による費用発生	当該項の不可抗力による費用の発生には、自然災害や戦争などに起因する物価上昇によるものも含まれると考えてよろしいでしょうか。	物価の上昇については別紙3に定めるサービス対価の改定により対応させていただくものであり、ここでいう不可抗力による費用には含まれません。	
130	保証書の様式	22	別紙6				保証書の様式	表題に第49条第7項関係とあります。これは第49条第10項のことでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)(修正版)をご確認ください。	
131	保証書の様式	22	別紙6	1			保証書の様式	第1条に「本件事業契約第37条1項ないし第3項」とありますが、保証書が対象とする主債務は契約不適合責任に基づく債務のことだとすると、第49条が該当すると考えられます。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)(修正版)をご確認ください。	
132	保証書の様式	22	別紙6	1			保証書の様式	「連帯保証人は、本件事業契約第37条第1項ないし第3項に基づく乙の甲に対する債務を保証する。」とあります。 事業契約第37条は試運転及び性能試験の規定です。誤記ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)(修正版)をご確認ください。	
133	事業契約書(案) 別紙7	24	別紙7	1	(2)	ウ	事業終了時	「発注者は、事業期間の終了時において、汚泥資源化施設等の状態が要求水準書及び提案書で定める水準に適合…」とありますが、事業期間中は要求水準書及び提案書で定める水準に適合することを前提とし、事業期間終了以降は当該水準を満足する必要はないという理解で宜しいでしょうか。 水準・性能を満足させる期間に応じて、適切な修繕計画を立案するための質問です。	ご理解のとおりです。	
134	サービス対価の減額の基準と方法	24	別紙7	2	(1)	ア	サービス対価の減額の基準と方法	「要求水準書 第3章 3-5(1)」とあります。 「要求水準書 第3章 3-4(1)」の誤記ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)(修正版)をご確認ください。	
135	事業契約書(案) 別紙7	29	別紙7	3	(2)	エ	ア	維持管理運営費の減額等の措置	レベル3に「汚泥生成物の資源化利用について、発注者の承諾なしに受注者の提案と異なる利用方法がなされる場合」とありますが、有効利用先の事由により、受け入れ不可となった場合は、処分方法やペナルティについて協議いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所					項目名	質問	回答
		頁	条	項	号				
136	(ア)レベルの認定 発注者は、未達状況に応じて、次に定めるレベルの認定を行う	29	別紙7	3	(2)	エ	レベル 2の事象について	第一項にある「(下記の発生事由によるもの)」は、「平野下水処理場固形燃料化事業に影響を及ぼしている場合」を指しているという理解になりますでしょうか。この場合、「影響を及ぼしている場合」は結果になると考えますので、「(下記の状況の発生事由となっているもの)」という趣旨でよろしいでしょうか。	「下記の発生事由によるもの」は、P30に記載の「未達状況の発生事由」の表中①～⑤の発生事由によるものです。
137	(ア)レベルの認定 発注者は、未達状況に応じて、次に定めるレベルの認定を行う	29	別紙7	3	(2)	エ	レベル 2・3の事象について	「平野下水処理場固形燃料化事業に影響を及ぼしている場合」は、要求水準書 3-2-1-1 § 2 (2)150t-wet/日(33.3tDS/日、脱水汚泥の含水率78%の場合)を上限としての供給量、同表 3-26に規定される供給条件を遵守している限り、「影響を及ぼしている」と判断されないという理解でよろしいでしょうか。もし、当該性能に係る要求水準を満たしていても、固形燃料化事業へ影響を及ぼしていると判断することがある場合、その判断基準もしくは想定される事例についてご教示をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
138	(ア)レベルの認定 発注者は、未達状況に応じて、次に定めるレベルの認定を行う	29	別紙7	3	(2)	エ	レベル 3の事象について	「平野下水処理場固形燃料化事業に影響を及ぼしている場合」での「下記の発生事由によるもの」は「汚泥生成物の資源化利用について、発注者の承諾なしに受注者の提案と異なる利用方法がなされている場合」にのみ係るものでしょうか。また、その場合、具体的にはどのような状況をご想定でしょうか。	「下記の発生事由によるもの」は、P30に記載の「未達状況の発生事由」の表中①～⑤の発生事由によるものとなります。
139	(ア)レベルの認定 発注者は、未達状況に応じて、次に定めるレベルの認定を行う	29	別紙7	3	(2)	エ	レベル 3の事象について	「受注者が適切な管理をしなかったために、事故や本施設の破損等が発生した場合」は、要求水準書 4-3 維持管理・運営の要求水準 (1) 運営業務「4-4 維持管理・運営業務計画の策定」に定める運転管理計画に基づく業務を行っていなかった、同(5) 維持管理業務(点検・保守業務)の点検整備を実施していなかったことが要求水準未達であり、これに起因して、事故や本施設の破損が生じた場合に適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	(ア)レベルの認定 発注者は、未達状況に応じて、次に定めるレベルの認定を行う	29	別紙7	3	(2)	エ	レベル 3の事象について	「受注者が適切な管理をしなかったために、事故や本施設の破損等が発生した場合」が適用される場合は、事故・破損施設の規模に関わらずレベル3に認定されることになるのでしょうか。レベル1・2の適用がある場合、その基準についてご教示をお願いいたします。	「受注者が適切な管理をしなかったために、事故や本施設の破損等が発生した場合」が適用される場合は、事故・破損施設の規模に関わらずレベル3に認定され、レベル1・2の適用はありません。
141	(ア)レベルの認定 発注者は、未達状況に応じて、次に定めるレベルの認定を行う	29	別紙7	3	(2)	エ	レベル認定について	消化汚泥の処理に関して、全量有効利用が困難となり、最終生成物の産廃処分を行った場合には、資源化利用ではありませんが、「汚泥生成物の資源化利用について、発注者の承諾なしに受注者の提案と異なる利用方法がなされている場合」に該当する理解となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。最終生成物の全量有効利用が困難となる場合は、処分方法について発注者と協議が必要です。
142	(ア)レベルの認定 発注者は、未達状況に応じて、次に定めるレベルの認定を行う	29	別紙7	3	(2)	エ	レベル認定について	固形燃料化事業終了後の期間での「消化汚泥の処理、返流水水量、返流水水質に影響を及ぼしている場合」のみにかかる未達は、レベル1認定という理解になりますでしょうか。	「消化汚泥の処理、返流水水量、返流水水質に影響を及ぼしている場合」の原因によりレベルが変わります。事業契約書(案)別紙7 3(2)エ維持管理運営費の減額等の措置(ア)表中「未処理状況の発生自由」をご確認ください。
143	(イ)ペナルティポイントの算定	30	別紙7	3	(2)	エ	記載表現について	「上記アのレベルに応じ」とありますが、「上記(ア)のレベル」の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)(修正版)をご確認ください。
144	表 未達状況の発生事由	30	別紙7	3	(2)	エ (ア)	例示されている発生事由の扱いについて	「未達状況の発生事由」の表中に、①～⑤の事由の例示がありますが、当該記載はレベルの認定に影響を与えるものとなりますでしょうか。その場合、どの様に取り扱いがなされるか、ご教示をお願いいたします。	「未達状況の発生事由」の表中に示している①～⑤に該当した場合、未達状況はレベル3となります。
145	サービス対価の減額の基準と方法	30	別紙7	3	(2)	エ (イ)A	サービス対価の減額の基準と方法	「ただし、上記アに示すレベル 3 の未達状況の際のペナルティポイントの付与については、上に述べる第1 回目の改善期限までの減額及びペナルティポイント付与の保留期間の措置はない。」とあります。レベル 3 の未達状況の際のペナルティポイントの付与は、第1回目の改善報告日の翌日を第1 日目として、ペナルティポイントの算定の対象の日数とする理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	サービス対価の減額の基準と方法	30	別紙7	3	(2)	エ (イ)B	サービス対価の減額の基準と方法	「ただし、発注者は、改善の遅延が、受注者の責によらないと発注者が認めた場合は、ペナルティポイントの加算を中断することができる。」とあります。加算の中断は、受注者の責によらない改善遅延の発生日に遡って中断されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	4 維持管理運営費の返還	31	別紙7	4			適用期限について	「維持管理運営費支払後」は、本PFI事業終了後においても継続するご想定がありますでしょうか。その場合、無限の期間を想定することは適切ではないと考えますので、当該項を適用する期間の限定をお願いいたします。	本PFI事業終了後においても継続することは考えておりません。
148	サービス対価の減額の基準と方法	31	別紙7	4			サービス対価の減額の基準と方法	本条項では「減額されるべき維持管理運営費を発注者が受注者に支払った日から、発注者に返還する日までの日数につき、年5%の割合で計算した額の違約金を付するものとする」とあります。事業契約第80条第3項では、当該違約金は、事業契約第116条により「契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24 年法律第256 号)第8 条第1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率」と記載されています。本条項の記載は誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)(修正版)をご確認ください。
149	1 基本設計完成図書の提出	32	別紙8	1			提出時期について	基本設計完成図書は提出期限までに提出し、その後確認を得るという理解でよろしいでしょうか。提出期限までに甲の確認を得るという趣旨の場合は、甲の確認に必要となる標準処理期間についてご教示をお願いいたします。	市の開庁日で10日間程度を予定しています。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書(案)に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所				項目名	質問	回答
		頁	条	項	号			
150	2 詳細設計完成図書の提出	32	別紙8	2		提出時期について	詳細設計図書は提出期限までに提出し、その後確認を得るという理解でよろしいでしょうか。提出期限までに甲の確認を得るという趣旨の場合は、甲の確認に必要な標準処理期間についてご教示をお願いいたします。	市の開庁日で10日間程度を予定しています。
151	3 工事完成図書の提出	32	別紙8	3		提出時期について	工事完成図書は、工事完成時に提出し、その後甲の確認を得るという理解でよろしいでしょうか。提出期限までに甲の確認を得るという趣旨の場合は、甲の確認に必要な標準処理期間についてご教示をお願いいたします。	市の開庁日で10日間程度を予定しています。
152	4 維持管理・運営業務計画書の提出	33	別紙8	4		提出時期について	「当該施設の引渡日の60日前まで」、「当該事業年度の直前の事業年度に属する2月末日」、「当該暦月の直前の暦月20日まで」は、計画書の提出期日で、その後、甲の確認が行われるという理解でよろしいでしょうか。もし甲の確認を得る期限として設定されている場合、甲の確認に必要な標準処理期間についてご教示をお願いいたします。	市の開庁日で10日間程度を予定しています。
153	提出書類の構成及び内容	33	別紙8	4	(1)	全体維持管理・運営業務計画書	複数施設の引渡が同日に行われた場合、施設毎に年間維持管理・運営業務計画書を作成する必要はなく、複数施設をまとめた計画書を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	(5) セルフモニタリング計画書	34	別紙8	4	(5)	提出時期について	「維持管理・運営開始日の60日前まで」は計画書の提出期日で、その後、甲の確認が行われるという理解でよろしいでしょうか。もし甲の確認を得る期限として設定されている場合、甲の確認に必要な標準処理期間についてご教示をお願いいたします。なお、要求水準書4-5(1)セルフモニタリング計画書(P73)では、「セルフモニタリング計画書を作成し、維持管理業務の着手までに市に提出する」とあります。	市の開庁日で10日間程度を予定しています。
155	(5) セルフモニタリング計画書	34	別紙8	4	(5)	計画判定基準の設定、その評価について	セルフモニタリング計画書では、提案内容に基づき、3-2 性能に関する要求水準、4-3 維持管理・運営の要求水準項目が確認できる内容・様式を記載するものと考えていますが、対象となる要求水準で定性的評価となる項目は、その判断基準を含めて事業者側で作成するという理解でよろしいでしょうか。また、当該基準を含めて、計画内容の確認を得るための基準は、必要項目に関する記載の有無といった型式審査と理解していますが、それ以外の判断基準があればご教示をお願いいたします。	セルフモニタリング計画書の内容は、対象範囲、判断基準等も含め、事業者の提案内容に基づき、市が事業者と協議の上で決定します。
156	提出書類の構成及び内容	34	別紙8	5		維持管理・運営業務報告書の提出	提出方法について、特段の定めがない書類は、電子データでの提出(クラウドシステム上の提出を含む)も認めていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、契約後の協議とします。
157	(1) 最終生成物に関する事項	34	別紙8	5	(1)	分析項目・頻度について	「最終生成物の性状分析」の対象とする分析項目・方法・頻度について指定はありますでしょうか。「要求水準書 別紙 11 各種試験の項目、頻度、試験方法」では、溶融スラグの記載はありますが、焼却灰・固形燃料に関する記載がありません。また、場外搬出量は実搬出量、DS換算量いずれを想定されていますでしょうか。	焼却灰・固形燃料は、DS換算質量を想定しております。測定項目については、実搬出重量と含水率を分析してください。
158	(2) 汚泥に関する事項	35	別紙8	5	(2)	分析項目・頻度・測定目的について	「受入汚泥の性状分析」はPFI事業者が提供を受ける汚泥が要求水準書2-4-6-3に示される汚泥性状の範囲への適合を判断するためのものと解してよろしいでしょうか。	受入汚泥の性状分析は、汚泥性状に関する要求水準等の適合判断、サービス対価の支払い、市が発刊する水質管理年報等への記載項目として使用する目的です。
159	(3) 脱水汚泥に関する事項	35	別紙8	5	(3)	分析値の評価について	本項での報告は市としてPFI事業者が汚泥固形燃料化事業へ提供する汚泥に関する要求水準の適合判定に利用する以外、後段での資源化施設が適切な性能を満たしていれば、それ以上の評価を行うものではないと解してよろしいでしょうか。	質問No.158の回答をご参照ください。
160	(5) 脱水分離液に関する事項	35	別紙8	5	(5)	分析頻度などについて	水質分析項目・頻度について、要求水準書 3-2-1-1 §1(2)②に舞洲スラッジセンター、§2(3)③に平野下水処理場に関する記載がありますが、「要求水準書 別紙 11 各種試験の項目、頻度、試験方法」での指定を超える部分については、要求水準書本文の記載が優先されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	(6) 排水に関する事項	35	別紙8	5	(6)	分析項目について	水質分析項目は下水道法及び下水道条例に定める下水道への排水基準を超えないことを確認する前提で、基準超過の恐れがあるものを事業者側で選定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	(16) セルフモニタリングに関する事項	36	別紙8	5	(16)	報告書提出時期について	報告書提出時期について「維持管理・運営業務開始から3か月ごと」とありますが、別紙8 P34記載の月報・年報での「翌月15日まで・翌年度20日まで」や、P36記載の財務に関する事項での「事業年度終了後3カ月以内」など、モニタリング期間終了直後に当該報告を提出するのではない形での提出期限設定をお願いいたします。	速やかに提出することとし、事業者の提案とします。
163	(17) その他	36	別紙8	5	(17)	報告内容について	「甲が報告を求める」とされる事項として、ご想定があればご教示をお願いいたします。例えば、SPCでの支出内容について公営企業会計での費目区分による報告を求めることなど、対応負担が大きくなるものについては、提案前の段階で事前に明示していただくようお願いいたします。	現時点では具体的な想定はありません。